

情 公 審 第 37 号
令和 8 年 3 月 26 日

新潟県公安委員会 様

新潟県情報公開審査会
会 長 服 部 誠 司

新潟県情報公開条例第17条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和7年7月10日付け新公委第150号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

「捜査に関する資料」の部分公開決定における審査請求についての諮問
(諮問第138号)

別 紙

第81号

答 申

第1 審査会の結論

新潟県警察本部（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった行政文書について、部分公開決定を行ったことは、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人から、実施機関に対し、新潟県情報公開条例（平成13年新潟県条例第57号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、令和7年1月16日付けで「北朝鮮に拉致された横田めぐみの捜査に関連する公文書」の公開請求（以下「本件請求」という。）があった。
- 2 実施機関は、本件請求の対応として、犯罪事件受理簿と事件指揮簿（以下「本件行政文書」という。）を特定した上で、本件行政文書に条例第7条第2号、第4号及び第6号の規定に該当する情報が含まれていることを理由に、これらの情報が記録された部分を除いて本件行政文書を公開する旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和7年3月12日、審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、本件処分を不服として、令和7年4月23日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関の上級行政庁である新潟県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由の要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 既に公となっている情報について

新潟県警は県警ホームページ等において公開している情報は今回の文書公開で明らかにし、被害者の個人情報に関する部分は非公開にしたと説明しているが、その姿勢には一貫性がなく不必要な部分を黒塗りにしている。

ア 罪名・罰条

事件名に「少女拉致事件」と書かれているのに、本件行政文書において罪名・罰条を非公開とする理由はない。

イ 発生時期

県警ホームページにおいて事件の発生時間を11月15日夕刻と県警自ら明らかにしており、新聞報道では6時半頃とされている。本件行政文書において発生時間を非公開とする理由はない。

ウ 被疑者に関する情報

すでに北朝鮮の仕業と断定されている。本件行政文書において被疑者に関する情報を非公開とする理由はない。地元の人たちの安心のためにも何人で犯行を行ったか積極的に公開すべき。

エ 拉致の場所

県警がホームページで寄居町付近での拉致であると明記している。本件行政文書において、拉致の場所について非公開とする理由はない。

(2) 積極的な情報発信について

事件発生から長期間が経過しているにもかかわらず、捜査に進展が見られない。県警ホームページで情報提供を呼び掛けているのであれば、必要な情報を段階的に公開し、情報提供を得られるようにすべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件処分について

本件処分は、条例第7条第2号、第4号及び第6号に次のとおり該当することから妥当である。

(1) 条例第7条第2号該当性について

条例では、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守る観点から、個人のプライバシーを最大限保護するため、特定の個人を識別することができる情報が記録されている行政文書は、原則として非公開としている。

しかし、ただし書アにおいて、一般に公にされている情報については、あえて非公開情報として保護する必要性に乏しいものと考えられることから、本号の非公開情報から除くとしている。

本件行政文書には、被害者及び関係者の氏名、住所等の個人情報が記録されていることから、本号の非公開情報に該当するが、これらの情報のうち、県警ホームページ等において公開されている情報については、慣行として公にされている情報といえることから、本号の非公開情報から除いたものである。

(2) 条例第7条第4号該当性について

公共の安全と秩序を維持することは、県民全体の基本的利益を擁護するため県に課された重要な責務であり、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報を非公開情報としている。

また、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、公開・非公開の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められる。

こうした事情から、本号に規定する情報に該当するかについての実施機関の第一次的な判断を尊重することとしたのが本号の趣旨である。

本件行政文書には、現在捜査中の少女拉致容疑事案の捜査状況等が記載されており、これらを公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、本号の非公開情報に該当する。

しかしながら、少女拉致容疑事案について、警察が捜査を行っていることは公然の事実であり、県警ホームページ等においても情報提供を呼び掛けていることから、既に公開されている情報（以下「既知情報」という。）があると判断し、既知情報に関しては、本号の非公開情報から除いたものである。

(3) 条例第7条第6号該当性について

条例は、本号において、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報の非公開情報としての要件を定めている。

本件行政文書には、新潟県警察における情報管理システムに関する情報が記載されており、これを公にすることにより、警察通信の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、本号の非公開情報に該当する。

2 口頭理由説明の内容

審査請求人から提出された反論書の内容を踏まえ、非公開部分についての補足説明がなされた。

(1) 罪名（手口）欄

県警察では、本件事案を指す一般的な名称として「少女拉致事案」や「少女拉致容疑事案」という名称を使用しているが、これらは適用罪名とは異なる。具体的な罪名を公にすることで、犯罪の構成要件が被疑者等に知られることになり、証拠隠滅の対抗措置をとられるなど今後の捜査及び公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから非公開としたものである。

(2) 犯罪日時・犯罪認知日時

本件事案の発生時間は県警ホームページにおいては詳細な時間は公にしておらず、夕刻としている。詳細な発生時間を公にすれば、警察の捜査により判明した情

報が被疑者等に知られることになり、証拠隠滅の対抗措置をとられるなど今後の捜査及び公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから非公開としたものである。

(3) 犯罪場所

犯罪場所の詳細を公にすることにより、警察の捜査により判明した情報が、被疑者等に知られることとなり証拠隠滅などの対抗措置をとられるなど、今後の捜査及び公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから非公開としたものである。

(4) 被疑者欄

被疑者に関する情報は、公にすることにより、警察がどの程度被疑者に関する情報を有しているか、被疑者等に知られることになり、証拠隠滅などの対抗措置をとられるなど、今後の捜査及び公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから非公開としたものである。

第5 審査会の判断理由

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県民の知る権利を尊重することが重要であることに鑑み、行政文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県政について県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって公正で開かれた県政を一層推進することを目的として制定されたものである。

一方、この権利も無制限なものではなく、請求された行政文書に情報が記録されている個人又は法人その他の団体の権利利益及び公益との調和を図る必要があるのであって、それが条例第7条各号において非公開情報として規定されているところである。

よって、審査会としては、本件処分の妥当性について、条例の文理及び趣旨に従って判断することとする。

2 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものは、原則として非公開とすることを定めたものである。この規定は、個人のプライバシーを最大限に保護するため、本号ただし書アからウまでに定めるものを除き、個人に関する情報は非公開とすることを定めたものと解される。

以下、この考えに基づき、実施機関が主張する本号該当性について検討する。

実施機関は、「被害者欄」「本部長事件指揮簿附属用紙伺事項及び指揮事項」には、被害者の詳細な住所、関係者の氏名が記載されており、いずれも条例第7条第2号に該当するものとして非公開としている。

審査会において見分したところ、これらの非公開部分に記載されている情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる。次に、同号ただし書該当性について検討すると、当該非公開部分に記載された情報については、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないことから同号ただし書アに該当せず、その内容及び性質から、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しないものと認められる。

よって、これらの情報について非公開とした実施機関の判断は妥当である。

3 条例第7条第4号該当性について

条例第7条第4号は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当な理由がある情報は、原則として非公開とすることを定めたものである。この規定は、公共の安全と秩序を維持することは、県民全体の基本的利益を擁護するために県に課された重要な責務であり、本号では刑事法の執行を中心とした公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当な理由がある情報は非公開にすることを定めたものと解される。

そして、本号に規定する情報に該当するかどうかについて、実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かについて審理・判断するのが妥当である。

以下、この考えに基づき、本件行政文書に記載された情報のうち、実施機関が本号に該当するものと主張する情報について検討する。

本件行政文書のうち、非公開とされた部分を審査会が確認したところ、警察の捜査により判明した情報が記載されていることが確認できた。当該情報を公にすることにより、被疑者等に当該情報が知られ、これらの捜査活動に対する対抗措置、証拠隠滅が図られ、当該捜査に支障を及ぼすおそれがあると認められる。当該実施機関の判断は合理性をもつ判断として許容される限度内のものである。

したがって、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報に該当すると認められる。

よって、これらの情報について非公開とした実施機関の判断は妥当である。

4 条例第7条第6号該当性について

条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報については、非公開とする旨規定している。

当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとしては、本号のアからオまでに例示されているもののほか、公にすることにより、信頼関係が損なわれ将来の情報収集に支障をきたし、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報や、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報などが該当する。また、本号は、実施機関に広範な裁量権限を与えるものではなく、本号に該当する情報であるかどうかの判断に当たっては、事務又は事業の根拠となる規定、趣旨等に照らし、その支障の有無、程度等にも十分留意し、個別具体的に検討しなければならない。

以下、この考え方にに基づき、実施機関が主張する本号該当性について検討する。

実施機関は、対象行政文書である「犯罪事件受理簿」には新潟県警察における情報管理システムに関する情報が記載されており、条例第7条第6号に該当するとして非公開としている。

審査会において見分したところ、新潟県警察における情報管理システムに関する情報が記載されており、当該情報が公になることで、警察通信の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、非公開とした実施機関の判断は妥当である。

5 その他

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記の判断を左右するものではない。

6 結論

以上の事実及び理由に基づき、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第6 審査会の処理経過

本件審査請求についての当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

第7 審議に参加した委員の氏名（五十音順）

喜友名菜織、服部誠司、服部佳子、三科俊

別記

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和7年7月10日	・ 諮問実施機関から諮問を受けた。
令和8年1月26日 (第60回第2部会)	・ 事案の審議を行った。
令和8年2月19日 (第61回第2部会)	・ 事案の審議を行った。 ・ 実施機関から処分理由の説明を聴取した。
令和8年3月18日 (第62回第2部会)	・ 事案の審議を行った。

(注) 審査会の回数は、通算回数である。